

件名	松前町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則
主管課	福祉課
根拠法令等	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号） 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第一七号） 子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第六号）
<p>【改正理由】</p> <p>子ども・子育て支援法が改正され、新たに「子育てのための施設等利用給付」制度が創設された。また、従来から実施している「子どものための教育・保育給付」と区別するため、子ども・子育て支援法中の「子どものための教育・保育給付」の認定に係る用語が変更された。これらに伴う所要の改正を行う。</p> <p>◆子どものための教育・保育給付 ・・・施設型給付費・地域型保育給付費等の支給</p> <p>◆子育てのための施設等利用給付 ・・・施設等利用費の支給</p> <p>※施設等利用給付の対象施設等は、新制度に移行していない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業である。</p> <p>【改正の主な内容】</p> <p>①子育てのための施設等利用給付の創設に伴う改正 子育てのための施設等利用給付に係る様式を新設</p> <p>②子どものための教育・保育給付に係る認定に係る用語の変更に伴う改正 子どものための教育・保育給付に係る認定の略称である「支給認定」を「教育・保育給付認定」に変更する。</p> <p>③様式に係る改正 町からの通知に係る様式を削除</p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p>	